

総務教育常任委員会資料

(平成28年3月17日)

〔件名〕

- ・鳥取県PPP/PFI手法導入の優先的検討方針(案)について
【業務効率推進課】・・・1
- ・「鳥取県公共施設等総合管理計画(案)」のパブリックコメントの
実施結果について
【財源確保推進課】・・・7
- ・鳥取県人権施策基本方針第3次改訂(案)について
【人権・同和対策課】・・・8
- ・首都圏における「カニフェア」の実施について
【東京本部】・・・10
- ・関西国際空港におけるインバウンド事業について
【関西本部】・・・11
- ・名古屋における情報発信等について
【名古屋代表部】・・・13

総 務 部



鳥取県PPP/PFI手法導入の優先的検討方針（案）について

平成28年3月17日
行財政改革局業務効率推進課

本県では、平成17年度から公の施設の管理手法として指定管理者制度を導入するなど、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、県民サービスの質の向上を図っているところですが、今後、PFI手法も含めた民間活力をさらに活用する事業手法の積極的な検討と適切な導入を図るため、公共施設等の整備及び運営にあたり、従来型手法（県の直営実施）に優先して、PPP/PFI手法を検討することとし、本方針に基づき、全庁的な取組を進めることとしています。

PPP…Public Private Partnership の略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。

PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

1 概要

(1) PPP/PFI手法の検討対象事業

県で実施する以下の公共施設・設備整備事業（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下「公共施設整備事業」という。）については、PPP/PFI手法の導入を検討することとする。

- ①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- ②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

(2) 検討方法

①検討プロセス

- ア 事業担当部局から総務部（業務効率推進課）への協議
- イ 第一次検討の実施（庁内での定量評価及び定性評価）
- ウ 第二次検討の実施（外部アドバイザーによる「導入可能性調査」等）

②体制

副知事をトップとする「県有施設・資産等有効活用戦略会議（仮称）」を設置し、対象事業の検討を行う。

③検討結果の公表

第一次検討又は第二次検討でPPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合は、導入しないこととした旨及び評価内容をインターネット上で公開。

2 今後の予定

平成28年3月中に策定し、今後の公共施設整備事業に対して適用。

<参考>

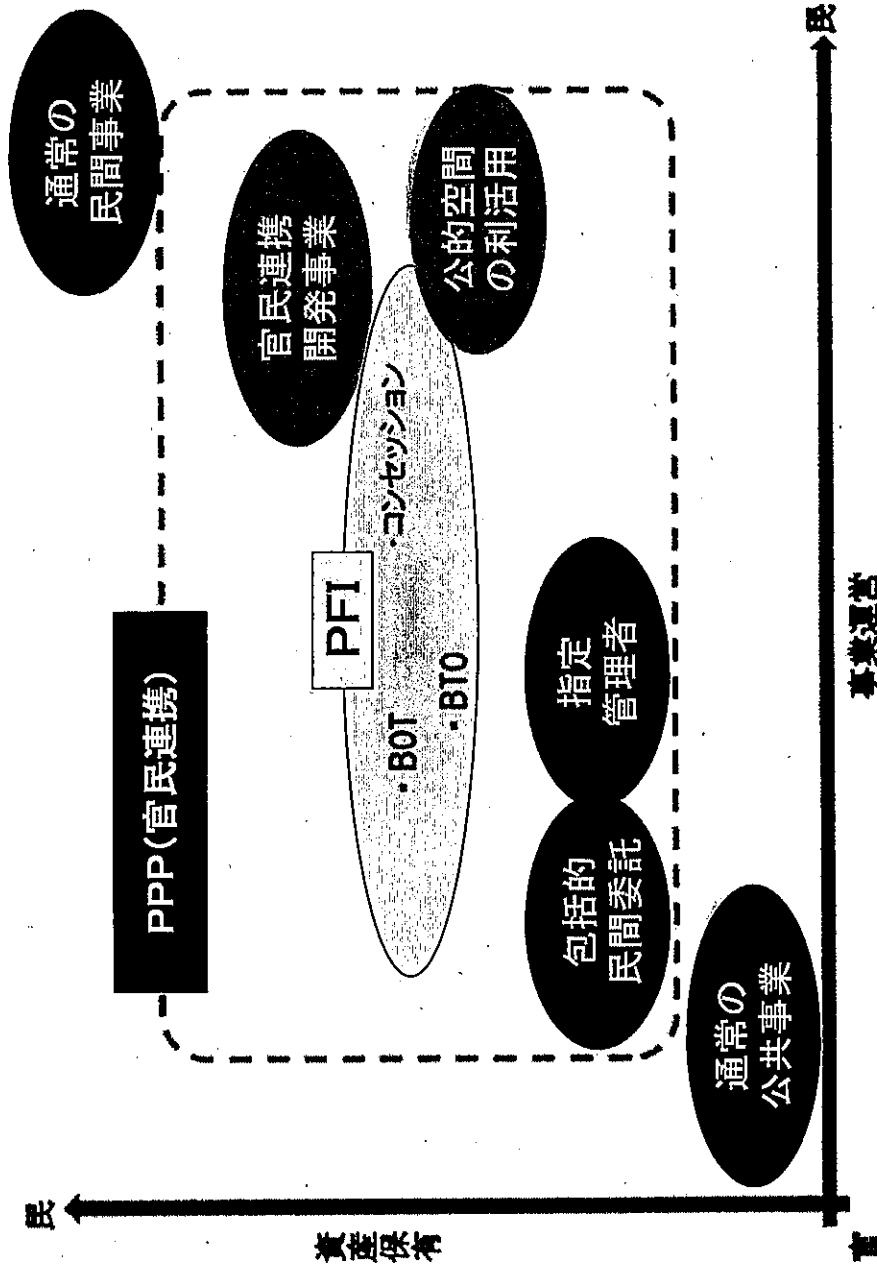
『「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）』（平成27年12月17日付内閣府・総務省通知）により、一定規模以上の事業については、PPP/PFI手法の導入を検討する規程の策定を地方自治体に対して要請。

<要請通知の概要>

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2015」を踏まえ、12月15日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が決定された。
- ・人口20万人以上の自治体においては、当該指針を踏まえ、平成28年度末までに優先的検討規程を定めていただきたい。

PPP (Public Private Partnership)とは

公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすこと
 によって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や
 住民満足度の最大化を図るもの。



参考

出典:内閣府民間資金等活用事業推進室資料

鳥取県PPP/PFI手法導入の優先的検討方針（案）

平成28年3月17日
行財政改革局業務効率推進課

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法を本県においても取り入れていく必要がある。

本県では、平成17年度から公の施設の管理手法として指定管理者制度を導入するなど、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、県民サービスの質の向上を図っているところであるが、今後、PFI手法も含めた民間活力をさらに活用する事業手法の積極的な検討と適切な導入を図るため、公共施設等の整備及び運営にあたり、従来型手法（県の直営実施）に優先して、PPP/PFI手法を検討することとし、本方針に基づき、全庁的な取組を進めることとする。

1 PPP/PFI手法の検討対象事業

県で実施する以下の公共施設・設備整備事業（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下「公共施設整備事業」という。）については、PPP/PFIの導入を検討することとする。

- ①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- ②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

<参考>PFI法第2条第1項各号に規定されている「公共施設等」

対象分野	対象施設
公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
公用施設	庁舎、宿舍等
公益的施設	賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
その他の施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く）、観光施設、研究施設、船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運航に必要な施設を含む）、上記に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

なお、上記基準に関わらず、災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業については、検討の対象から除くことができるものとする。

また、他自治体で実績のある事業については、事業費が上記金額を下回っても、PPP/PFI手法の導入について検討を行うこととする。

2 検討方法

PPP/PFI手法の導入検討に当たっては、以下の流れで実施する。

(1) 事業担当部局から総務部への協議

PPP/PFI手法の導入に当たっては、実施検討から事業実施までに複数年を要することが一般的であるため、対象事業となりうる事業については、基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に総務部（業務効率推進課）へ協議することとする。

(2) 第一次検討の実施

検討対象事業について、庁内での定量評価及び定性評価により、PPP/PFI手法の採用について検討を実施する。

ア. 定量評価（費用総額の比較による評価）

直営で公共施設等の整備を行う従来型手法による場合と、PPP/PFIを導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- a 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- b 公共施設等の運営等の費用
- c 民間事業者の適正な利益及び配当
- d 調査に要する費用
- e 資金調達に要する費用
- f 利用料金収入

なお、第一次検討は、できるだけ簡便な方法で実施することが望ましいため、過去の整備事例や類似施設の経費を参考に費用を算出することとする。

また、この比較に当たっては、PPP/PFI手法の導入について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定に当たってその内容を踏まえるものとする。

イ. 定性評価

主に以下の視点で、PPP/PFI手法導入の適性を評価する。

- ・設計段階から民間事業者による創意工夫の余地があり、民間のノウハウによる効率的な施設整備、維持管理等により、総事業費の削減又はサービス水準の向上が図られること。
- ・サービス水準が明確であるとともに、事業成果が客観的に評価可能であること。
- ・整備スケジュールに支障がないこと。

(3) 第二次検討の実施

第一次検討において、PPP/PFI手法の導入が適しないと判断された事業以外の事業を対象として、詳細な検討として、第二次検討を行い、改めてPPP/PFIの導入の適否を評価するものとする。

第二次検討においては、専門的な外部アドバイザーを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(4) 検討の体制

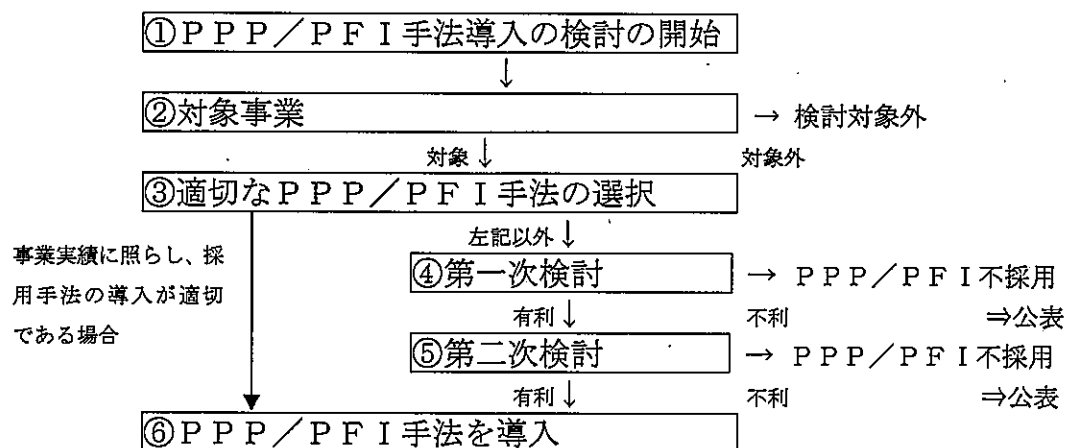
副知事を座長とし、各部局長等で構成する「県有施設・資産等有効活用戦略会議」を設置し、検討を実施する。

3 検討結果の公表

第一次検討又は第二次検討でPPP/PFI手法の導入に不適と評価した場合は、導入しないこととした旨及び評価内容をインターネット上で公開するものとする。

また、PFI手法を導入することとした場合、速やかに実施方針の策定及び公表を行うものとする。

<検討のプロセス>



参考 PFI事業全体の流れ

※太枠部分が「本方針」で定める手続である。

プロセス	手続	標準的な 所要期間	年度	
特定事業の選定 (PFI事業 実施決定)	①事業の発案(導入 の検討)	○事業の発案 ○第一次検討(庁内での定量的・定 性的な検討) ○導入可能性調査経費の予算措置	6ヶ月 ～1年	1
		○第二次検討(専門的な外部アドバ イザーによる導入可能性調査)	6ヶ月 ～1年	2
	②実施方針の策定 及び公表	○実施方針の策定 ○実施方針の公表 ○実施方針説明会の開催	3～4ヶ月 1～2ヶ月	3
③特定事業の評 価・選定、公表	○特定事業の評価・選定 ○債務負担行為の設定 ※議会議決 ○選定結果等の公表	2～3ヶ月		
民間事業者の募集 及び選定等	④民間事業者の募 集、評価・選定、 公表	○公募関係書類の作成 ○入札公告(公募) ○説明会の開催 ○民間事業者選定	3～4ヶ月 5～6ヶ月	4
	⑤事業契約等の 締結等	○仮契約の締結 ○事業契約等の締結 ※議会議決 ○事業契約等の公表	3ヶ月	
PFI事業の実施	⑥事業の実施(設 計・建設・運営)、 監視等	○事業の実施、監視 ○監視結果の公表		
	⑦事業の終了	○契約で定めた土地等の明渡し等		

「鳥取県公共施設等総合管理計画（案）」のパブリックコメントの実施結果について

平成28年3月17日
財源確保推進課

鳥取県公共施設等総合管理計画の策定に当たって、広く県民の皆様から意見を求めるためパブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見募集期間 平成28年2月24日(水)から同年3月9日(水)まで
- (2) 意見募集方法
 - ・ 県公式ホームページへの掲載
 - ・ 県庁県民課、各総合事務所、東部庁舎、市町村役場窓口等にチラシ・記入用紙の配架
 - ・ 報道機関への資料提供
 - ・ 新聞広告への掲載
- (3) 受付件数 4件（用紙記入3件、電話1件）

2 主な意見と対応方針

意見の概要	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の管理のあり方については、老朽化の状況、施設利用者数、費用対効果等、様々な観点から検討を行うべきであり、その結果不必要なものは廃止、売却も進めるべきであるが、逆に真に必要なものには重点的に予算を投入することも必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該計画は、県の公共施設について、長期的な視点で、長寿命化・更新・統廃合等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することを目的としており、保有総量の最適化に向けた取組や使用見込みのない財産の売却方針については記載済。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有資産の利活用については部局横断的に連携しながら情報交換等を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該計画は、部局横断的組織である「県有資産マネジメント推進委員会」において策定作業を行ったところだが、この策定を機に、今後はこれまで以上に県有資産の適正管理や活用方法についての戦略的検討を行うため、副知事を座長、各部長を委員とした新たな組織を立ち上げ、部局横断的に機動的な取組を推進することとしており、その旨は計画にも記載済。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の廃止に当たっては、住民に対してしっかり説明し、住民の理解の上で、実施してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の公共施設の廃止検討に当たっては、県民の皆様様の御意見を十分に聞いて、慎重に対応する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常によくできた計画であるので、県職員だけでなく、多くの県民にも知ってもらいたい。 ・ 公共施設の管理については県だけでなく、県民目線での検討も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該計画は、県民の皆様様に県の公共施設の現状と今後のあり方について考えていただくためにも、有効な資料として活用したいと考えており、策定後も周知に努めるとともに県民の皆様から御意見をいただきながら、今後の改訂に活かす考えである。

3 今後のスケジュール

パブリックコメント等の意見結果を踏まえ、本年3月末までに成案をとりまとめる予定。

鳥取県人権施策基本方針第3次改訂（案）について

平成28年3月17日
人権・同和对策課

近時の社会情勢の変化等を踏まえた「鳥取県人権施策基本方針」の第3次改訂について、「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」等において検討を行ってきたところですが、このたび改訂（案）を作成しましたので、その概要を報告します。

1 人権施策基本方針の概要

(1) 位置づけ

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定する人権施策の基本となる方針。県の新たな計画策定や計画の改訂の際には、この基本方針を踏まえて人権尊重の視点を一層盛り込むこととし、各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意することにより、人権施策を総合的に推進するもの。

(2) 経緯

平成8年7月 鳥取県人権尊重の社会づくり条例 制定（全国の都道府県で初）
平成9年4月 鳥取県人権施策基本方針 策定
平成16年3月 " 第1次改訂
平成22年11月 " 第2次改訂
平成28年7月（予定）" 第3次改訂

2 主な改訂内容

(1) 社会情勢の変化等に伴う見直し

- ア より一層の対応が求められている問題（近年顕在化した問題等）について記載
ヘイトスピーチ、いじめ、子どもの貧困、職場における人権問題など
- イ 人権意識調査結果の反映
平成26年5月に実施した県民意識調査の結果を基に、今後の取組の方向性を見直した。
- ウ 全体的な文章の修正
基本理念や施策の方向性などが、よりわかりやすくなるよう文章を修正した。

(2) 構成の見直し

ア 個別分野の見直し（分野ごとの主な改訂内容については別表のとおり）

第2次改訂	第3次改訂
1 同和問題	1 同和問題
2 男女共同参画に関する人権問題	2 男女共同参画に関する人権
3 障がいのある人の人権問題	3 障がいのある人の人権
4 子どもの人権問題	4 子どもの人権
5 高齢者の人権問題	5 高齢者の人権
6 外国人の人権問題	6 外国人の人権
7 病気にかかわるの人の人権問題	7 病気に関わる人の人権
8 刑を終えて出所した人の人権問題	8 刑を終えて出所した人の人権
9 犯罪被害者等の人権問題	9 犯罪被害者等の人権
10 性的マイノリティの人権問題	10 性的マイノリティの人権
11 非正規雇用等による生活困難者の人権問題	11 生活困難者の人権
12 個人のプライバシーの保護	（「様々な人権」に記載）
13 インターネットにおける人権問題	12 インターネットにおける人権
	13 ①ユニバーサルデザインの推進
	14 ①様々な人権（北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災等の災害に関する人権問題、アイヌの人々、個人のプライバシー、職場における人権問題、ひきこもり）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた施策の方向性を示すものとして、「ユニバーサルデザインの推進」を個別分野に追加した。
- ・「様々な人権」として個別分野の項目にない人権課題を記載した。

イ 年表の作成

人権をめぐる国際社会、国及び県の動きを年表にして集約した。

3 人権施策の実施状況の確認

基本方針に関連する事業及び指標等を年度ごとにとりまとめ、人権施策の実施状況を確認する。

4 今後の予定

- ・平成28年4月～5月 パブリックコメントの実施及びその結果を踏まえた修正
- ・ " 6月～ 人権尊重の社会づくり協議会等の開催、県議会総務教育常任委員会への報告

(別表) 個別の人権分野ごとの主な改訂内容

	人権分野	改訂内容
1	同和問題	<ul style="list-style-type: none"> ・差別意識が解消されていないことについて記載 ・「本人通知制度」にかかる課題等を記載 ・インターネット上の人権問題、差別事象への対応等について記載
2	男女共同参画に関する人権	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の政策、方針決定過程への参画の推進について記載 ・ワークライフバランスの推進について記載 ・性暴力被害者に対する支援について記載
3	障がいのある人の人権	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約の発効から批准までの経過を国内法制定とともに記載 ・手話言語条例制定により、様々な障がいのある人への関心が高まったことを記載 ・文化活動やスポーツによる障がい者の社会参加について記載 ・H28年4月の「障害者差別解消法」施行に伴う取組を記載
4	子どもの人権	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策にかかる取組を記載 ・いじめ等への対応について、関係機関等との連携体制づくりなどを記載
5	高齢者の人権	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアボランティアなどの社会参加や生きがいづくりについて記載 ・若年性認知症に関する問題・施策の方向性を記載
6	外国人の人権	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューカマー（永住者、日本人配偶者等）にかかる課題を記載 ・いわゆるヘイトスピーチへの対応を記載
7	病気にかかわる人の人権	<ul style="list-style-type: none"> ・患者及びその家族に様々な人権問題があり、安心して治療に専念できる環境の必要性について記載 ・ハンセン病、HIV、難病患者への支援に関する施策の方向性を記載
8	刑を終えて出所した人の人権	<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰支援のため、地域生活定着支援センターと福祉関係機関、自治体等との連携の必要性を記載
9	犯罪被害者等の人権	<ul style="list-style-type: none"> ・とっとり被害者支援センターの認知度を高めることの必要性を記載
10	性的マイノリティの人権	<ul style="list-style-type: none"> ・民間調査結果では成人の7.6%が性的マイノリティであることを示し、身近な当事者の存在について記載。 ・性的マイノリティを理由としたいじめ等、学校での深刻な問題について記載
11	生活困難者の人権	<ul style="list-style-type: none"> ・分野名変更：生活困難となる理由は様々であることから、「生活困難者の人権」とした（第2次改訂「非正規雇用等による生活困難者の人権問題」） ・「生活困窮者自立支援法」に基づく取組及び正規雇用に向けた就労支援について記載
12	インターネットにおける人権	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものインターネットの利用機会の拡大と低年齢化について記載 ・ペアレンタルコントロールやフィルタリングの活用について記載
13	ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・他人への思いやりやお互いを尊重する気持ちといったユニバーサルデザインの考え方についての教育・啓発の推進について記載 ・カラーユニバーサルデザインの推進、公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進について記載
14	様々な人権	<ul style="list-style-type: none"> ・上記人権分野以外の人権問題について記載（拉致問題、災害に起因する問題、アイヌ、個人のプライバシー、職場における人権問題等） ・その他、リード文に加害者家族に関する人権等についても記載

首都圏における「カニフェア」の実施について

平成28年3月17日
東京本部

1 銀座・新橋エリアのレストランでの「鳥取カニフェア」

鳥取県産カニの魅力为首都圏でPRするため、銀座・新橋エリアを中心とした高級飲食店等で鳥取県産ベニズワイガニ及び松葉がにを様々な料理で味わうことができる「鳥取カニフェア」を開催しました。

(1)開催期間 2月22日(月)～3月6日(日)の2週間

(2)開催店舗 銀座・新橋エリアにある高級飲食店、鳥取県ゆかりの店など21店舗

【日本料理】銀熊茶寮、銀座あさみ、銀座四季庵、銀座朱雀、銀座不二家みやちく、木挽町とも樹、酒房伊織、寿司幸本店、三笠會館 懐石・しゃぶしゃぶ吉野、琳千、和食バル廻

【イタリアン・フレンチ】アナステシア、S+エスプリュス、銀座イタリー亭、トラッポラ、ジャッジョーロ銀座、SIRENA、リストランテ クロディーノ、ピストロカフェもてなし家(とっとり・おかやま新橋館)

【中国料理】味の中華羽衣

【その他】フィッシャーマンズ・バル

(3)使用食材 鳥取県産ベニズワイガニ(姿)、鳥取県産松葉がに

(4)周知方法 フリーペーパー「シティリビング東京」(丸の内ビジネスマン向け)、「メロガイド」(地下鉄利用者全般向け)、ウェブサイト(読売新聞・朝日新聞・毎日新聞等)、東京本部のホームページ、メールマガジン、フェイスブック等

(5)関連イベント「鳥取カニセミナー」(1月28日とっとり・おかやま新橋館で開催)

・首都圏の料理人向けにベニズワイガニをPRし、それらの料理人のレストランでのカニフェアの参加を促進するために開催した。

・日本料理店「分けとく山」総料理長の野崎洋光氏が講師となり、ベニズワイガニの魅力を引き出す調理法について紹介、セミナーに参加した料理人の反応は好評で、またセミナーを開催してほしいとの感想が多数であった。

・開催結果を料理人向け専門雑誌「専門料理」に掲載し、幅広い料理人向けにベニズワイガニをPRした。

(6)参加者の感想

・首都圏の消費者にはベニズワイガニがあまり知られていないので、今回のフェアをきっかけにベニズワイガニの美味しさがわかった。

・フェアをきっかけに来店があったり、常連客がカニのメニューを注文するなど、来店者のカニへの関心は高かった。

・鳥取のベニズワイガニは旨みが強く、他のカニより味が濃厚、身がジューシーで美味しいなど、シェフの評価が高く、フェア終了後も引き続きベニズワイガニを使い、ベニズワイガニの名と味を伝えていきたいという店もあった。

・一方、カニの処理に手間がかかるなどの課題もあった。

2 中国料理「Wakiya 一笑美茶樓」での食イベント「鳥取の美味づくし」

国内外で著名な料理人の脇屋友詞シェフの高級中国料理店で、定期的に行われるイベント「食材研究会」で、ベニズワイガニを中心とした県産食材を使ったコース料理を提供していただき、県産食材の魅力を紹介しました。

(1)開催日 3月15日(火)、16日(水)の2日間 午後6時から

(2)開催店 Wakiya 一笑美茶樓

(3)対象 約100名(2日間)

関西国際空港におけるインバウンド事業について

平成28年3月17日

関 西 本 部

関西国際空港を利用される訪日外国人旅行客が増加している中、その訪日外国人旅行客の方々を中心に、「鳥取県」の認知度向上と観光誘客促進を図るため、関空～なんばOCAT間を運行するリムジンバスに初めて鳥取県PRのラッピングを施します。この度、その完成を祝う「ラッピングバス出発式」及び「鳥取県PRおもてなしイベント」を関西国際空港で行います。

1 鳥取県PRラッピングバス出発式

- (1) 日 時 平成28年3月24日(木) 13:00～13:25
- (2) 場 所 関西国際空港第1ターミナル玄関前 11番バス乗場付近
- (3) 内 容 郷土芸能(因幡の傘踊り)披露、テープカット、乗客への記念品贈呈 等
司会:とっとりふるさと大使「桂まん我」氏

(4) ラッピングバスについて

ア 台 数 2台 「鳥取の海号」「鳥取の山号」

イ デザイン 別紙のとおり

豊かで雄大な自然にあふれる鳥取県。中でも鳥取県ならではの特徴的な景勝地等をアピールする。

「鳥取の海号」:国内8カ所の世界ジオパークの一つ、「山陰海岸ジオパーク」の代表的な景勝地「鳥取砂丘」「浦富海岸」など海岸部の魅力

「鳥取の山号」:日本遺産「三徳山・三朝温泉」と平成30年に開創1300年を迎える秀峰「大山」など山の魅力

※ 観光戦略課、緑豊かな自然課、文化財課等と協力して作成

ウ 運行者 日本交通株式会社(大阪市西区新町3丁目14番13号)

エ 運行区間 関西国際空港～なんばOCAT

日本交通株式会社は、同区間にリムジンバスを1日約30往復運行。このうち、約6往復がラッピングバスでの運行となる。同社運行のこの区間に鳥取県のPRラッピングバスが運行するのは今回が初めて。

(参考)この区間の日本交通リムジンバスには、今年度作成した「外国人向け観光モデルコースマップ」を搭載している。

2 鳥取県PRおもてなしイベント

- (1) 日 時 平成28年3月24日(木) 9:00～15:30
- (2) 場 所 関西国際空港第2ターミナル
- (3) 内 容

ア 到着ゲートでの歓迎お出迎え

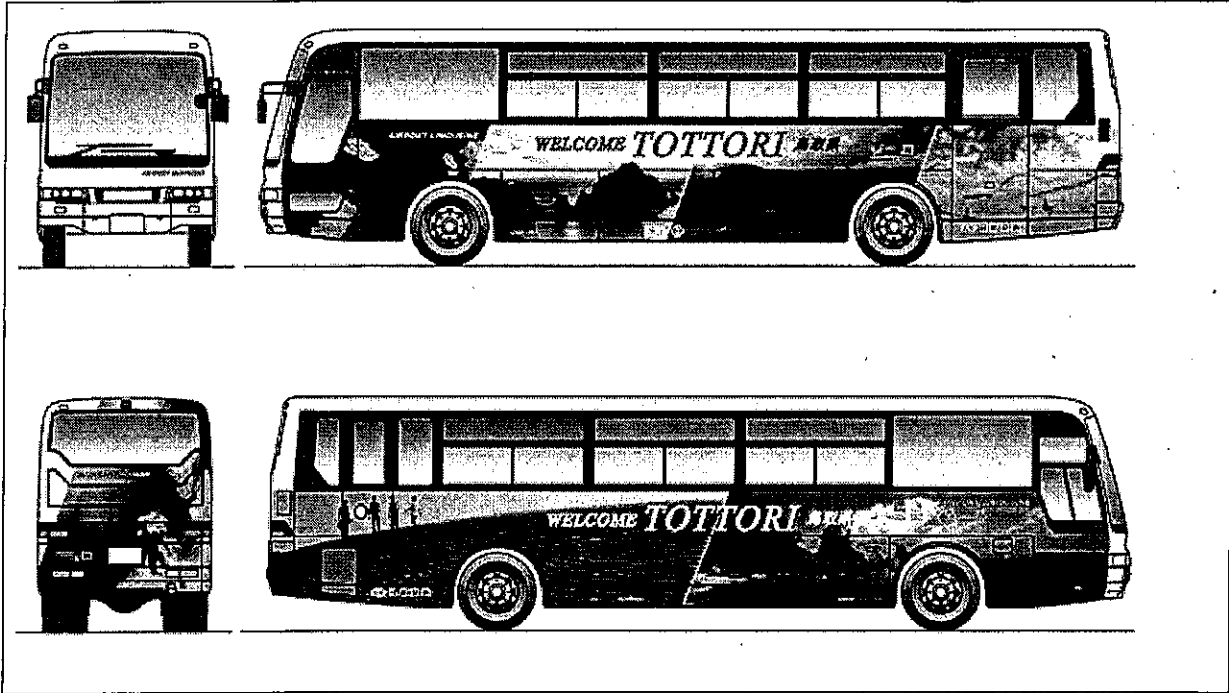
桂まん我氏、とっとり観光親善大使、トリピー等が到着ゲートにて入国された訪日外国人を歓迎。和紙等のプレゼントを配布し鳥取県をPRする。

イ おもてなしPRブースの設置

主に出入国者を対象に、鳥取県の風景をバックにした写真撮影、缶バッジ・和紙折り紙体験等により鳥取県をPRするとともに、鳥取県の観光情報を提供する。

鳥取県PRラッピングバスデザイン

【鳥取の海号】



【鳥取の山号】



名古屋における情報発信等について

平成28年 3月17日
名古屋代表部

1 鳥取県観光PRの取り組みについて

(1) 「第28回旅まつり名古屋2016」での鳥取県PRについて

「旅の楽しさ」を発信するイベント「旅まつり名古屋」で東海圏からの今春以降の観光客誘客に向け、県内の観光関係団体等と鳥取県の魅力をPRします。

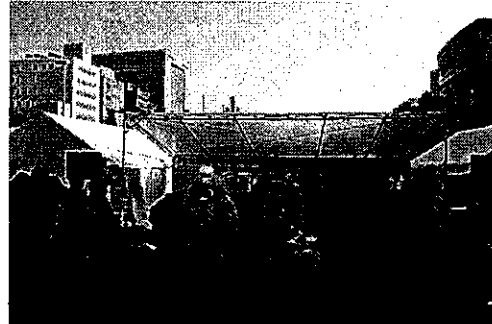
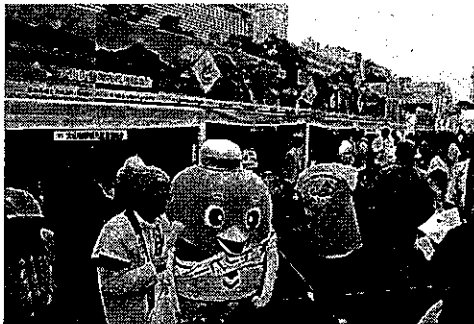
- ・日程：平成28年3月19日（土）～20日（日）10:00～17:00
- ・会場：久屋大通公園（名古屋市中区栄）
- ・主催：旅まつり名古屋実行委員会（（公社）日本観光振興協会、東海旅客鉄道（株）、名古屋鉄道（株）近畿日本鉄道（株）、中日新聞社等）
- ・来場者数：30万人（目標）※昨年度実績24万人
- ・出展ブース（予定）：166ブース
- ・参加者：鳥取県、（公社）鳥取県観光連盟、鳥取県内関係団体
- ・出展概要（予定）

項目	内 容
鳥取県ブース	・砂の美術館砂像マイスターによるミニ砂像公開制作、観光資料等配布 ・じゃんけん大会、缶バッチ制作体験、とっとりNOWのPR等
ステージ	・とっとり観光親善大使、トリピーによるPRステージ

【鳥取県内団体の出展概要】

団体名	鳥取市観光コンベンション協会	鳥取県中部観光推進機構	大山山麓観光推進協議会
出展概要	・観光資料配付 ・ミニゲーム	・観光資料配付 ・特産品抽選会、モサエビの塩焼き販売等	・観光資料配布、パネル展 ・観光DVD上映 ・ミニゲーム

<参考：昨年（平成27年3月14日、15日開催）の様子>



(2) 情報番組での鳥取県観光PR（実施済み）

- ① 番組名：「昼まで待てない！」（名古屋テレビ（メーテレ）：テレビ朝日系列） 10時54分～
- ② 放送日：3月12日（土）
- ③ 内 容：今春以降の鳥取県観光をPRするため、中京圏で多くの方が視聴する情報番組とタイアップして鳥取砂丘、三徳山三佛寺、水木しげるロードなどを紹介します。
 - ・特別コーナー（10分）でタレント：小泉エリさんが県内を巡りながらレポートします。
 - ・取材した素材を活用して鳥取県観光をPRするCMを別途放送します。

【参考：平成 27 年度の名古屋代表部の活動状況等について】

1 観光誘客、鳥取県PR等

○マスコミ（TV、雑誌等）との連携によるPR

- ・テレビ（2局）…中京テレビ、名古屋テレビ
- ・雑誌等…東海版ぴあ、フリーペーパー（中日ショッパー（2回）、名駅物語）、
高速道路サービスエリアガイド 等

○観光イベントによるPR（15回）（(公社)鳥取県観光連盟と連携）

- ・東山動植物園、刈谷ハイウェイオアシス、名古屋まつり、24時間テレビ、名古屋駅等

○旅行ツアー、修学旅行の誘致推進（(公社)鳥取県観光連盟と連携）

- ・鳥取方面への旅行企画商品数…約200件
- ・愛知県内の県立高校が初めて修学旅行で来県しました。（9クラス：360名 ※今年度～3年間を予定）

- ・東海圏から鳥取県への宿泊旅行者の状況（発地エリア別）
東海圏6.8%（2011年度）⇒10.6%（2015年度）（※旅行会社調査）
- ・中京圏から鳥取県への旅行企画商品の造成
69件（2010年度）⇒約200件（2015年度）（名古屋代表部調査）

2 企業誘致・発注開拓等

○継続的な企業誘致活動の展開

- ・企業誘致担当参与（非常勤）を中心として、継続的に中京圏の企業を訪問しています。
- ・鳥取ビジネスフォーラム（H28.2.8開催）…約100名の企業関係者等が参加しました。

- 中京圏企業3社の鳥取県へ進出が決定
㈱イナテック（自動車部品：愛知県西尾市）、今井航空機器工業㈱（航空機部品：
岐阜県各務原市）、マルサンアイ㈱（食品（豆乳）：愛知県岡崎市）

○鳥取県内企業への発注開拓の推進（(公財)鳥取県産業振興機構と連携）

- ・中京圏企業から4社が発注を開始しました。（精密部品、自動車部品製造など）

3 その他

○食のみやこ鳥取県PR

- ・JR名古屋タカシマヤでの鳥取県フェア
- ・名古屋市内レストランでの鳥取フェア（2店舗）

○IJU定住の推進

- ・智頭町森のようちえん説明会の初開催
- ・フリーペーパー（中日ショッパー）でのPR

○東海鳥取県人会、鳥取県ゆかりの方々等との連携推進

- ・東海鳥取県人会と共同で「ふるさと全国県人会まつり2015」で鳥取県PR
東海鳥取県人会主催の活動への参加（「旅の会」、「鳥取猪肉試食会」）
- ・鳥取ゆかりの経済人等との懇談会（1回）
- ・鳥取県ゆかりの若者との意見交換会の開催（2回）、各高校等の同窓会への参加 など

○公立鳥取環境大学との連携

- ・公立鳥取環境大学が中京地区の企業を対象にはじめて企業懇談会を開催（約30社参加）

【参考：体制等（6名）】

- ・名古屋代表部（4）…職員2、誘致担当参与1、非常勤1（事務等）
- ・(公社)鳥取県観光連盟（1）…観光プロモーター1
- ・(公財)鳥取県産業振興機構（1）…発注開拓コーディネーター1

※官民一体となって活動する組織「ふるさと鳥取県産業・観光センター」として設置。